

きれいな水を未来につなぐために～公共下水道への接続のお願い～

衛生的で快適な生活環境を作り出すため、現在市では下水道を整備しています。下水道が整備され、使えるようになった地区に家屋を所有している方は、台所やお風呂、トイレなどの排水を下水道に流せるよう排水設備を設置し、下水道へ接続しなければなりません。

下水道が供用開始されたら早期の接続を 《浄化槽ご使用の方》

現在、浄化槽をご使用の方は、下水道法により遅滞なく下水道に接続しなければなりません。(下水道法第10条)

《くみ取り便所をご使用の方》

現在、くみ取り便所をご使用の方は、3年以内に下水道へ直接流す水洗便所に改造し、下水道に接続しなければなりません。(下水道法第11条の3)

排水設備(下水道接続)工事は指定工事店で

排水設備工事は、公共下水道の適正利用を確保するために、必ず市に登録された「指定工事店」へお申し込みください。

※指定工事店一覧表は、市役所で配布しています。また、市公式ウェブサイトでもお知らせしています。

下水道に流してはいけないもの

- ティッシュペーパー、衛生用品等
 - 天ぷら油、ラード等の油類
 - 高濃度の薬品
 - ガソリン、灯油、シンナーなどの可燃物 等
- これらは、下水道管の詰りや損傷の原因となることに加え、下水処理場の機能低下につながります。

問合せ先 下水道課 ☎441・7116 FAX441・7137



虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課)または☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)
障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)
※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は宿日直につながります) ※FAX番号 ☎443・3555(共通)

対象 生後6か月から小学校6年生
場所 七宝公民館
日時 3月11日(水)
午前10時～11時45分

登録説明会
子育て応援
ファミリー・サポート・センター
頼会員を募集します
子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか?



甚目寺庁舎に 手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 社会福祉課
☎444・3135 FAX443・3555
✉ shogai@city.ama.lg.jp



市政ニュース

あま市役所

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
開庁日 土・日曜・祝休日

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住もしくは在勤の方

※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

※説明会の無料託児有ります(4か月から未就学児まで、要予約、定員有ります)。託児ご利用を希望の方は開催日1週間前までに申込みが必要です。

定員 30人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。

「メール申込」 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有りの場合は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局
(甚目寺庁舎子育て支援課内)
☎462・0150
FAX 462・0160

✉ ama-harufamisappo@clovernet.ne.jp

美和地区放課後子ども教室の申込みについて

令和2年度の申込みを受け付けます。なお、令和元年度に登録された方ももう一度手続きが必要です。

実施日・時間 5月から令和3年2月までの月曜日のうち、年13回(午後3時から5時)

対象 美和地区の小学校に在籍する児童(令和2年4月以降の小学1年生から6年生)

内容 保護者や地域の方等の参画を得て、放課後に工作、レクリエーション等のプログラムを行います。異学年間の交流、地域の方との触れ合い、体験活動等を行います。

定員 各校50人
参加費 年額1,300円(傷害保険料や活動での教材費分)

児童の帰宅方法 徒歩か自転車による保護者、またはそれに代わる大人のお迎えが必要です。

※放課後児童クラブ通年登録者は申込みできません。

申込

(1)仮受付
受付場所 美和市民サービスセンター、子育て支援課(甚目寺庁舎)

受付期間 3月2日(月)から9日

(月までの午前8時30分から午後5時15分(土・日曜を除く))

(2)定員を超えた場合

抽選を行い、当選者番号及び補欠者番号を市公式ウェブサイトに掲載します。当選者には3月下旬に申請書を、補欠者には通知書を送付します。その後、4月中旬に登録説明会を開催します。

(3)定員を超えなかった場合

3月下旬に申請書を送付します。その後、4月中旬に登録説明会を開催します。

※出席は任意です。

※登録説明会の詳細は、申請書送付のときにお知らせします。

問合せ先 子育て支援課
☎4444・3173
FAX 4443・3555

福祉

心身障害者扶助料支給日のご案内
3月は、あま市心身障害者扶助料の支給月です。

3月25日(水)が振込予定日です。

で、ご確認ください。

なお、特別養護老人ホーム等の施設に入所されますと扶助料が受けられなくなります。返還が生じることがありますので、お早めに届け出てください。

問合せ先 社会福祉課

☎4444・3135
FAX 4443・3555

税



軽自動車の名義変更及び廃車の届出について
毎年3月は軽自動車税(種別割)申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっています。

このため、名義変更及び廃車の届出はできる限り3月中旬頃までに済ませていただきますようお願いいたします。

届出手続き等のお問い合わせは次の事務所・支所までお願いします。

軽自動車検査協会(コールセンター)
愛知主管事務所
☎0500・3816・1770

豊橋支所
☎0500・3816・1771

三河支所

☎0500・3816・1772

小牧支所

☎0500・3816・1773

名義変更、廃車等の手続きについては、軽自動車検査協会ウェブサイト(<http://www.keikenkyo.or.jp>)からご覧いただくことができます。

問合せ先 税務課

☎4444・0509
FAX 4445・3856

寄附



寄附のお礼

美・寿サロンゆーな会員様一同
現金3,420円

ご厚意ありがとうございました。

問合せ先 総務課

☎4444・1711
FAX 4441・8330



募集



放課後子ども教室の有償ボランティアを募集しています

放課後子ども教室では、放課後に小学生が工作、レクリエーション等を楽しく安全にできるように一緒に活動していただける方を募集しています。

未経験の方でも興味のある方は、子育て支援課(甚目寺庁舎)へお気軽にご連絡ください。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

パートタイム会計年度任用職員募集

事務補助員(パートタイム会計年度任用職員)を募集します。

業務内容 商工業等に関する業務(パソコンの入力作業・窓口対応等を含む事務補助)

勤務時間 午前9時〜午後4時(うち1時間休憩)

勤務地 産業振興課(本庁舎)

募集人数 1人

給与 市の規定に基づき支給

応募期間 3月10日(火)まで(土・日曜・祝休日を除く)

提出書類 履歴書(写真添付)
その他

- 書類提出後、書類審査及び面接試験(3月16日)を行い決定します。
- 4月から勤務開始予定です。

問合せ 産業振興課

☎441・7114

FAX 441・8387

都市計画



名古屋都市計画生産緑地地区の変更

名古屋都市計画生産緑地地区の都市計画を変更しました。関係図書は次のとおり縦覧できます。

縦覧場所 都市計画課(本庁舎)

問合せ 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

環境・衛生



ごみを減らしましょう

家庭から出るごみのうち、「生ごみ」が約半分を占めています。身近に、家庭でできる活動として、使いきり・食べきり・水きりの3きり運動があります。

使いきり

食材は余分なものを買わない。買い物に出かける前に冷蔵庫の中を確認する。

●食べきり

食べきれない分だけ作る。余った食材や料理はアレンジして、他の料理に作り変える等の工夫をする。

●水きり

ネット等に入れて水分をきる。生ごみは、約80%が水分です。水きりをする事で、ごみ出しが楽になり、ごみ袋も小さいもので済むため家計に優しくなります。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

家電リサイクル法対象製品(家電特定4品目)の廃棄方法

「家電リサイクル法」に基づき、以下の家電製品は小売業者等により収集され、製造業者等でリサイクルされることとなっています。市では収集を行っています。

対象品目 エアコン(室外機を含む)、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、洗濯機、衣類乾燥機

引取窓口

①新しい製品に買い替える場合

新しい製品を購入する販売店にご相談ください。

②廃棄のみの場合

過去にその製品を購入した販売店にご相談ください。

③その他(過去にその製品を購入した販売店が不明等)の場合
最寄りの取扱販売店でも引き取ってもらえる場合があります。直接ご相談ください。

費用 消費者が負担する費用は、メーカーが再商品化するための「リサイクル料金」と、回収のための「収集運搬料金」です。

注意事項 業務用専用機器は対象外です。家電リサイクル法では、家庭用として製造、販売されているものだけが対象です。業務用専用で製造され、一般家庭で使用されていない型式のものは含まれません。例えば、店舗・業務用エアコン、ビル空調システム、業務用冷凍冷蔵庫、コインランドリー用洗濯機、ドライクリーニング用機器などがあります。これらは、メーカーや設置業者などにご相談ください。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555